

会計年度任用職員(不登校児童生徒指導員(居場所サポーター))の名簿登録者募集要項

令和8年4月1日以降に任用する会計年度任用職員の名簿登録者を次のとおり募集します。
繁忙期や欠員補充など必要に応じて、名簿登録者の中から選考により任用します。
なお、任用する場合は、担当者からご連絡します。

※名簿登録者の中から必要に応じて選考の上、任用しますので、登録された方が必ず任用されるものではありません。なお、この登録は令和9年3月31日まで有効です。

1 募集職種

不登校児童生徒指導員(居場所サポーター)

2 主な勤務内容

- (1) 不登校等の児童生徒への学習等の支援
- (2) 教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家、市教育支援教室等
関係諸機関との連携
- (3) その他事業実施にあたり学校長が必要とする業務

3 必要な資格

小中学校、高等学校の教諭免許

※地方公務員法第16条の各項(欠格条項)のいずれかに該当する人は登録することができません。

地方公務員法 第16条

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受ける
ことがなくなるまでの者
- 二 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経
過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条
から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した
政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこ
れに加入した者

4 勤務条件

任用期間	令和9年3月31日まで(最長) ※夏季休業期間中は任用期間に含みません。 ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務日	月・火・水・木・金曜日のうち、指定する4日 ※学校の長期休業中(冬季・春季)は、勤務日としません。 ※公務のため臨時又は緊急の必要がある場合、勤務日以外の日に勤務を命ずることがあります。
勤務時間	午前8時30分から午後0時30分まで(休憩時間なし) ※公務のため臨時又は緊急の必要がある場合、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
勤務場所	吹田市立小・中学校
給与	日額 7,324 円(地域報酬含む)
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当(1か月上限55,000円)、期末勤勉手当(6月期、12月期)等が支給されます。
休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与
社会保険	労災保険
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

※1 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※2 任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。

※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は任用されません。

※4 任用の場合は所属の担当者から本人へ連絡しますので、詳細な勤務条件についてはその際にお問い合わせください。

※5 任用や給与の額は、吹田市議会令和8年2月定例会において、本市当初予算が承認された時点で確定します。

5 登録手続

あらかじめ下記の連絡先まで御連絡のうえ、所定の用紙「登録票」に写真を貼付し、必要事項を記入し、教員免許状等の写しを添えて、下記の送付先に持参又は郵送してください。

(送付先)

〒564-0027 吹田市朝日町3番415号

吹田市教育委員会 学校教育部 学校教育室 宛

(※封筒の表に朱書きで「会計年度任用職員登録票 在中」と記入してください。)

(お問合せ先)

学校教育部 学校教育室 【支援・生徒指導担当(子供支援グループ)】

電話番号 06-6155-8192